



人権平和資料館だより

2019年(平成31年)1月

HUMAN RIGHTS & PEACE 第258号

〒720-0061 福山市丸之内1-1-1

TEL 924-6789 FAX 924-6850

人権と平和は

21世紀のキーワード

jinken-heiwa-shiryokan@city.fukuyama.hiroshima.jp

福山市人権平和資料館企画展

■期間:2019年1月11日(金)~3月24日(日)

あなたは 大丈夫?

考えよう!インターネットと人権

〈改訂版〉



公益財団法人 人権教育啓発推進センター

インターネットは、匿名で簡単に情報発信できたり、瞬時に情報を世界中に伝えられたりするなどの特徴があり、便利な一方で、インターネットを悪用した人権侵害も毎年数多く発生しています。使い方を間違えると、人の心を傷つける「凶器」にもなり、使い方次第で、「加害者」にも、「被害者」にもなります。「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行から2年がたち、インターネットを使った悪質な差別に対する取り組みも進められています。インターネット社会における部落差別をはじめとした人権侵害、ヘイトスピーチ、暴力、誹謗・中傷、フェイク(虚偽)情報の解消に向けてどのような取り組みがなされ、現状の課題はどのようになっているのかを知り、他人事ではなく自分自身の人権を守るため、そして差別のない世の中にするため、私たちにできることを考えていきましょう。

講演会「ネット犯罪から 子どもや高齢者を守るために」

講師 広島県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課
サイバー犯罪対策係 係長 金山 嘉和 さん

■日時 2月10日(日) 午後1時30分～

■場所 人権平和資料館

SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)では、仲の良い友達とのコミュニケーション、新しい友達との出会い、共通の趣味・嗜好を持つ人たちとの情報交換や、無料でオンラインゲームなどを楽しむことができます。しかし、このようなサイトにおいて最も気をつけなければならないのが過剰な個人情報の公開です。子どもたちは友達と情報を共有したがる傾向があるためSNS上で必要以上にプライバシーを公開してしまう可能性があります。その結果、ネットいじめの標的になったり、性犯罪者に目をつけられてしまったり、プライバシーの侵害やなりすまし犯罪の被害に遭う危険性が高まります。また、高齢者もネットによるおれおれ詐欺などの犯罪の標的になっています。講演会ではその防止法や犯罪に巻き込まれた時の対処法について分かりやすく解説します。



講演会「ネット社会と人権侵害」

入場無料

講師 福山市人権・生涯学習課長 高橋 雅和

■日時 3月3日(日) 午後1時30分～

■場所 人権平和資料館

インターネットの掲示板等で、プライバシーの侵害や差別的な書き込みなどの人権侵害を受けた場合には、「プロバイダー責任制限法」に基づき、プロバイダー(インターネット接続業者)や掲示板の管理運営会社等に、削除依頼や発信者情報の開示請求などを行うことができます。また、犯罪が疑われる場合には、発信者の特定を行うこともあり、書き込みが「名誉棄損罪」「脅迫罪」「侮辱罪」などに該当した場合は、刑事事件として検挙されることもあります。福山市では、インターネットによる人権侵害に対する取り組みとして、モニタリング(掲示板の定期的な監視)を実施しています。そして、悪質な差別的な書き込みについては、法務局と連携して、法律に基づきプロバイダや掲示板の管理運営会社等に書き込みの削除を求めています。こうした福山市の取り組みを分かりやすく解説します。

